

熊本県実地疫学調査チーム（F E I T）運営要項

（目的）

第1条 本要項は、健康危機管理基本指針8に基づき設置する熊本県実地疫学調査チーム（F E I T : field epidemiology investigation team）（「以下、F E I T」という。）の運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（業務）

第2条 F E I Tは、次の各号に関する業務を行う。

- （1）健康危機発生地域への派遣等による健康危機の原因調査
- （2）保健所疫学調査班への技術的支援
- （3）保健所、本庁及び保健環境科学研究所との連絡調整
- （4）業務報告書の作成

2 前項の業務のほか、F E I Tは、健康危機の原因究明に関する知見の集積を図るために必要な調査及び研究を行うことができる。

（組織）

第3条 F E I Tは、医師、獣医師、薬剤師、臨床検査技師、保健師をもって充て、このうち獣医師、薬剤師については保健環境科学研究所又は、食肉衛生検査所の勤務経験者とする。

2 F E I Tにチームリーダーを置き、健康福祉部長が指名した者をもって充てる。

3 健康危機発生地域への派遣は、チームリーダー1名及びスタッフ3名を基本的な単位とする。

4 F E I Tにアドバイザーを置くことができる。

5 F E I Tは、原則として本庁、保健環境科学研究所、又は食肉衛生検査所の職員をもって構成することとし、健康福祉部長が別に指名する。

（発動要件）

第4条 県内で健康危機が発生した場合で、次のいずれかを満たす場合にF E I Tを発動させることとする。

- （1）所管の保健所長から発動要請がなされ、健康福祉部長が発動を認めた場合
- （2）健康福祉部長が発動を命令した場合

（発動命令）

第5条 第4条の発動を行う場合は、健康福祉部長から健康危機管理課を通じてF E I T構成員の所属する所属長に発動命令を行い、発動命令を受けた所属長は所属する構成員に職務命令を行う。

2 前項により職務命令を受けた構成員が保健所で業務を行う場合は、当該保健所長の指揮命令を受けるものとする。

（報告）

第6条 F E I Tが発動された場合は、その業務結果について事後に健康福祉部長に報告するものとする。

(知見の集積のための活動)

第7条 健康福祉部長は、第4条から第6条までに規定するもののほか、必要があると認める場合は、F E I Tに活動させることができる。

2 前項の規定による活動は、第2条第2項に規定する業務を行うために必要な範囲で行うものとする。

3 第1項の規定による活動が終了した場合は、その活動結果について健康福祉部長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 F E I Tの事務局は、健康危機管理課調整班に置き、次の各号に関する業務を行う。

(1) F E I T構成員との連絡調整

(2) F E I T構成員への研修の企画及び実施

(3) 報告書のとりまとめ

(補足)

第9条 この要項に定めのない事項については、健康福祉部長が別に定める。

附 則

1 この設置要項は、平成15年6月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年1月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。